

2011年3月25日

災害救助法の適用について  
(特別お取り扱いおよび適用地域)

このたびの災害等により被災されたみなさまに心よりお見舞いを申し上げます。

一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域のご契約者様につきまして、下記の特別措置を実施しております。

詳細につきましては、担当営業職員もしくは下記お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、災害救助法適用地域につきましては、[生命保険協会ホームページの「災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について」](#)をご覧ください。

※3月25日に適用地域が追加されました。

(千葉県：千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市)

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みの猶予期間を最長6ヶ月延長いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易取扱

お申し出により、必要書類を一部省略あるいは取扱いの簡易化などにより、迅速なお支払いに努めます。

\*東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまはこちらもご覧ください。

当社ホームページへのリンク：[災害により被害を受けられたみなさまへ](#)

以上

<お問い合わせ窓口>

マニユライフ生命 コールセンター

電話番号：0120-063-730

受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(年末年始および祝日を除く)